

京都大学	博士 (地球環境学)	氏名	高野明子
論文題目	Due Diligence Obligations and Transboundary Harm: From Environment to Cybersecurity (相当な注意義務および越境損害：環境からサイバーセキュリティーへ)		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、陸上からの海洋汚染、国際河川、サイバーセキュリティーという三つの論脈において、相当な注意義務という国際法原理を分析するものである。その一つの主眼は、条約・判例・国際慣習法にそくして、国際環境法では概ね確立している当該義務がサイバーセキュリティーに妥当しうるかを検討することにある。本論文は5章からなる。</p> <p>第1章は序論であり、本研究の背景を描出し、問題の所在を指摘した上で、研究目的を設定している。各国政府・企業の活動が増大するのに伴い、他国への越境的損害が増加しており、かかる損害発生に起因する紛争を解決するべく、相当な注意義務の概念が確立してきた。しかし、この概念はなおも不明確性を抱えており、またサイバーセキュリティーに関しては判例がいまだ存在しない。こうした現状とそれに関する研究状況を踏まえて、陸上からの海洋汚染、国際河川、サイバーセキュリティーの論脈で、手続上の種々の具体的義務に着目しつつ、相当な注意義務の概念を解明し、解釈上の提案を行うという目的を設定している。</p> <p>第2章は、各国が他国に対して負う損害防止のための相当な注意義務という概念を明確化するべく、国際機関の主要規定、判例、国際慣習法の歴史的発展を整理している。</p> <p>第3章は、陸上からの海洋汚染に関する相当な注意義務について、国連海洋法条約 (UNCLOS) と国際慣習法の観点から、国家が当該義務を負うか否かを検討している。わが国の先行研究は、UNCLOSの207条・213条が陸上からの海洋汚染の防止に関して国家裁量を認めているため、国際法上の義務の存在は肯定しがたいと論じてきた。その当否を精査するべく、本章は、国際慣習法の歴史を跡づけるとともに、国際海洋裁判所 (ITLOS) および常設仲裁裁判における最近の海洋法関連判例を分析する。その結論として、相当な注意義務はUNCLOSの一般規定・特別規定の不十分性を補正する機能を果たしており、陸上からの海洋汚染を防止する国家の義務を肯定しうると結論づけている。あわせて、地球規模の国際法規範のみならず広域協定の例にも着目し、地域内の共通利益に適した広域協定の意義を指摘している。</p> <p>第4章では、まず、相当な注意義務に包含される手続的諸義務が、国際河川に関する近年の国際裁判所 (ICJ) 判例で提示されたことに留意している。その上で、国際河川に関するこうした法原理の発展は、包括的条約がいまだ締結されていないサイバーセキュリティーにおいていかなる含意をもつかを探究してゆく。相当な注意義務をサイバーセキュリティーにも適用するべきだという先行研究上の若干の指摘を発展させて、相当な注意義務における協力・通知・協議・インパクト評価等の手続的諸義務をサイバーセキュリティーに適用しうることを示し、具体的には情報交換・監視・通知システムの義務を肯定している。また、サイバーセキュリティーにおいて非国家主体である民間セクターがはたす大きな役割に鑑みて、国家が域内の非国家主体を規制する立法義務という観念を媒介として、相当な注意義務は非国家主体にも間接的に適用されうると論じている。</p> <p>第5章は結論であり、前章までの考察の結論を要約した後、相当な注意義務の概念が法発展のなかで具体化し多様化し拡大してきたことを指摘した上で、今日の国際社会におけるこの義務の意義を考察している。</p>			

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

グローバル化や科学技術の急速な進展に伴い、環境破壊・情報化等の多様な問題局面において越境的損害がますます増加し大規模化しつつある。かかる今日の状況において、国際法上の相当な注意義務の概念は、越境的損害の防止のために大きな役割をはたしてきたが、しかし部分的に相異なった関連規定が様々な法分野に散見され、また判例の蓄積がまだまだ十分でない段階にあるため、この概念には多様性・不確定性が付きまどってきた。それゆえ、国際環境法の特定分野において相当な注意義務の意味内容を明確化し、具体的事案への適用結果を精査し、さらにこの義務がいかなる他分野に応用可能であるかを探究する研究が待たれてきた。

このような国際法学の研究状況を踏まえて、主として陸上からの海洋汚染とサイバーセキュリティに焦点をあわせ、相当な注意義務の解明と新たな適用可能性の探究とを試みたのが、本論文である。考察から得られた結果およびその意義は、三点に要約される。

第一に、相当な注意義務の概念がもつ意味内容の解釈やその適用範囲の広狭などをめぐっては、裁判所による統一的な有権的解釈が存在しておらず、また国際法学者の間には相異なった見解が併存しているなか、本論文は、陸上からの海洋汚染という局面において、明確かつ理にかなった一解釈を提示し、わが国の先行研究における適用範囲の理解は狭隘にすぎると指摘した。また、越境的損害の甚大性のゆえに相当な注意義務の概念が特段の重要性をもつと考えられる一方で、この義務の明確化に要する条約・判例等の解釈素材がまだまだ乏しいサイバーセキュリティの分野に着目して、国際河川の分野で近時に示された手続的諸義務を当該分野にも適用しうることを論証している。これらの成果は、国際法学において少なからぬ学術的意義を有すると評価できる。

第二に、越境的損害の増加・大規模化という現況を前にして、多様な対応策を構想することが、地球環境学ではますます重要となっている。本論文は、陸上からの海洋汚染について、相当な注意義務の国際法学的分析にとどまることなく、広域協定が地球規模の法規範を補完する機能に着目して、その政策的意義を考察しており、この点に地球環境学上の意義が認められる。

第三に、越境的損害が近年多発し、将来にはいっそう増加すると懸念されるサイバーセキュリティの分野について、国際河川に関する判例を手掛かりとしつつ、相当な注意義務に基づく手続的諸義務に関する具体的な分析と提言を行っている。また、サイバーセキュリティにおける民間セクターの重要な役割という社会的現実に応答するべく、非国家主体を規制する国家の立法義務という国際法上の原理を活用して、民間セクターの間接的義務づけを提案している。これらの点には、少なからぬ社会的意義が認められる。

よって本論文は博士(地球環境学)の学位論文として価値あるものと認める。また、平成31年2月5日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

要旨公開可能日： 年 月 日以降